

(第2回政府間委員会会議資料)

議題6決議附属文書 1: 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表記載のための運用指針

提案の手順	
1	提出しようとする締約国は、危機一覧への候補を提案するに当たり、定まった提案書式を用い、提案の準備に際して、関係のあるコミュニティー、集団、場合によっては個人を関与させることが求められる。
2	(無形文化遺産の)要素が複数の締約国の領域にわたるとき、複数国提案の提案書を共同で提出することが奨励される。
3	締約国は委員会による評価前ならいつでも、条約による国際支援の恩恵を受ける権利を損なうことなしに、提出した提案書を取り下げることができる。
提案書の検討	
4	委員会が評価するために、提案書の検討は条約第9条第1項により委任された(望ましくは複数の)助言機関、及び/若しくは、公共又は民間団体及び/若しくは、条約第8条4項に適合する無形文化遺産の分野で認められた能力のある個人によってなされる。如何なる提案書も、提案書を提出した国家の国民によって検討されることはない。
5	各提案書には、提案候補が存続していること、及び保護計画の十全性と実行可能性についての検討が含まれなければならない。保護手段の欠如、又はグローバルイゼーションと社会変革の進展による消滅の危機についての評価も含まれなければならない。
6	検討報告書は、委員会に対して、提案された要素を記載するか否かの勧告が含まれる。
政府間委員会による評価と決定	
7	事務局は委員会に対し、要約、検討報告書を含む全ての提案書の概要、及びそれに関する関係締約国の反応を送付しなければならない。提案書及び検討報告書は、締約国の協議のため、締約国の閲覧に供する。
8	評価の後、委員会は提案された要素が危機一覧に記載されるべきか否かを決定する。
著しく緊急に処理すべき提案書	
9	著しく緊急な場合、委員会は前倒した日程で提案書を提出するよう促すことができる。委員会は関係締約国と協議の上、事例毎に委員会によって定められた手続に従い、提出後可及的速やかに提案書を評価しなければならない。
10	著しい緊急性がある事例は、要素が領域内に所在する締約国を含めた一切の締約国、又は関係するコミュニティー、又は助言機関によって委員会に注意喚起することができる。
危機一覧からの削除	
11	保護計画履行の評定後、ある要素が危機一覧の一つ以上の基準を最早満たさないと委員会

	が判断したときは、その要素は委員会によって同一覧から削除される。
一方の一覧から他方の一覧への転載	
12	一つの要素は、同時に危機一覧と代表一覧に記載することはできない。締約国は(記載された)要素を一方の一覧から他方の一覧へ転載することを要求できる。そのような要求をする場合には、その要素が要求する転載先一覧の基準を全て満たしていることを証明し、定められた手続及び期日に従って書類を提出しなければならない。
危機一覧の更新と発行	
13	一覧に記載された要素の提案書及び検討報告書は、参照のため事務局において利用できるようにしておかなければならない。また、可能な範囲で、一般の閲覧のためにオンラインで利用可能にしておかなければならない。
14	委員会の要求があり次第、事務局は毎年、更新済みの危機一覧を主に条約ウェブサイトを通じて公表する。印刷物は、二年毎に、締約国総会時に発行する。
15	日程 手続概観
第一段階: 準備と提出	
0年目の9月1日	委員会から事前支援を要求できる期限
1年目の3月31日	提案書の事務局提出期限。この日以降に届いた提案書は、次期周期において検討される。
1年目の6月1日	事務局による、(書類受領)登録及び受領通知を含む提案書の処理完了期日。提案書が不完全な場合、締約国は提案書を完成させるよう助言される。
1年目の9月1日	提案書を完成させるために追加情報が求められた場合、それを締約国が事務局に提出する期限。不完全なままの提案書は、次期周期において完成することができる。
第二段階: 検討	
1年目の9月	各提案書の検討のため、一つ又は複数の助言機関、研究所や専門家を委員会が選定する期日
1年目の10月 ~2年目の4月	検討
2年目の3月31日	検討に当たる者が提案書を適切に評価するため求める補足情報を締約国が提出完了する期限
2年目の5月1日	事務局が提案締約国に関連する検討報告書を送付する。
2年目の8月1日	事務局が委員会の構成員に、検討報告書を送付する。提案書と検討報告書は締約国による協議のために、オンラインで閲覧可能にしておく。
第三段階: 評価	
2年目の9月	委員会が提案書进行评估し、決定を行う。

議題6決議附属文書 2: 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表記載のための運用指針

提案の手順	
16	提出しようとする締約国は、代表一覧への候補を提案するに当たり、定まった提案書式を用い、提案の準備に際して、関係のあるコミュニティー、集団、場合によっては個人を関与させることが求められる。
17	(無形文化遺産の)要素が複数の締約国の領域にわたるとき、複数国提案の提案書を共同で提出することが奨励される。
提案書の検討	
18	提案書の検討は、手続規則第 21 項に則って設置される委員会補助組織によってなされる。
19	補助組織による検討は、提案候補と記載基準との適合に係る評価が含まれる。
20	検討報告書は、委員会に対して、提案された候補を記載するかしないかの勧告が含まれる。
21	締約国は、委員会による評価前ならいつでも、提出した提案書を取り下げることができる。
政府間委員会による評価と決定	
22	補助組織は、全ての提案書の概要及び検討報告書を委員会に提示する。締約国の協議のため、事務局はそれらを閲覧可能にしておく。
23	評価の後、委員会は提案された要素が代表一覧に記載されるべきか否かを決定する。
24	委員会が提案された要素を代表一覧に記載すべきでないと決定した場合は、四年の猶予期間を経なければ再び代表一覧記載のために提案書を委員会に提出することはできない。
代表一覧からの削除	
25	ある要素が代表一覧の一つ以上の記載基準を最早満たさないと委員会が判断したとき、その要素は代表一覧から削除される。
一方の一覧から他方の一覧への転載	
26	一つの要素は、同時に危機一覧と代表一覧に記載することはできない。締約国は(記載された)要素を一方の一覧から他方の一覧へ転載することを要求できる。そのような要求をする場合には、その要素が要求する転載先一覧の基準を全て満たしていることを証明し、定められた手続及び期日に従って書類を提出しなければならない。
代表一覧の更新と発行	
27	一覧に記載された要素の提案書及び検討報告書は、参照のため事務局において利用できるようにしておかなければならない。また、可能な範囲で、一般の閲覧のためにオンラインで利用可能にしておかなければならない。

28	委員会の要求があり次第、事務局は毎年、更新済みの代表一覧を主に条約のウェブサイトを通じて公表する。印刷物は、二年毎に、締約国総会時に発行する。	
29	日程 手続概観	
	第一段階：準備と提出	
	1年目の8月31日	提案書の事務局提出期限。この日以降に届いた提案書は、次期周期において検討される。
	1年目の11月1日	事務局による、(書類受領)登録及び受領通知を含む提案書の処理完了期日。提案書が不完全な場合、締約国は提案書を完成させるよう助言される。
	2年目の1月15日	提案書を完成させるために追加情報が求められた場合、それを締約国が事務局に提出する期限。不完全なままの提案書は、次期周期において完成することができる。
	第二段階：検討	
	2年目の5月	補助組織による検討
	2年目の7月1日	事務局が提案締約国に、補助組織による検討報告書を送付する。
	2年目の8月1日	事務局が委員会の構成員に、検討報告書を送付する。提案書と検討報告書は締約国による協議のために、オンラインで閲覧可能にしておく。
	第三段階：評価	
	2年目の9月	委員会が記載提案書を評価し、決定を行う。

議題6決議附属文書 3: 第一回危機一覧記載への臨時日程

2007年9月	第一回提案書提出のための臨時日程を委員会が採択
2008年6月	運用指針及び委員会が提案した第一回提案周期に適用される日程の、締約国総会による承認
2008年7月31日	提案準備のための事前支援の要求期限
2008年10月	事前支援要求の審査
2009年3月15日	提案書の事務局到着期限
2009年4月15日	提案書を完成させるために追加情報が求められた場合、それを締約国が事務局に提出する期限。不完全なままの提案書は、次期周期において完成することができる。
2009年4月	各申請書を確認する者を委員会が決定
2009年4月～6月	検討に当たる者による提案書の検討
2009年6月25日	検討に当たる者が提案書を適切に評価するため求める補足情報を締約国が提出完了する期限
2009年7月1日	事務局が、提案する締約国に関連する検討報告書を送付する。
2009年8月	事務局が委員会の構成員に、検討報告書を送付する。提案書と検討報告書は締約国による協議のために、オンラインで閲覧可能にしておく。
2009年9月	第一回危機一覧記載のための提案書の委員会による評価